

令和6年11月19日

企業会計基準委員会 御中

株式会社産業革新投資機構

移管指針公開草案第15号(移管指針第9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に対する意見

弊社は、主にVCファンドへの投資を通じて民間投資を促進するとともに、我が国の次世代産業を支えるリスクマネーの好循環を創出すべく日々活動しております。特にファンドによる投資先の公正価値評価は、機関投資家や海外投資家からの資金受託に際して求められており、その普及に関しては、業界全体への浸透を目指した取り組みを実施しております。

このたびの実務指針改正に関する公開草案について、弊社はファンドによる投資先の公正価値評価の普及の観点から強く賛同しており、業界全体にとってもグローバルスタンダードに向けた重要なステップであると認識しております。そのため、この度は意見書を提出する運びとなりました。以下に、標記公開草案に対する意見をまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問1 (会計処理に関する質問)

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 132-2 項及び 132-3 項について

【結論】

本公開草案の提案に同意する。ただし、組合の存続期間の中途において 132-2 項 (2) の要件を満たさなくなった場合の取り扱い及び会計処理について明示される事を検討いただきたい。

【理由】

投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員は組合契約を構成する投資資産時価評価準則に則って構成資産の時価評価を行うこととなる。また、投資資産時価評価準則は組合員の合意により、途中変更が可能である。そのため、例えば出資時においては組合等の構成資産が公正価値で評価されていても、ファンドの清算間近において、公正価値で評価することを取りやめ、取得原価をもって評価する方針に変更することも考えられる。132-3 項において、「前項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできない」と記載があるが、このようなファンドによる評価方針

の変更が生じた場合に備え、132-2 項 (2) の適用要件を満たさなくなった場合の取扱い及び会計処理についても明示される事が望ましいと考える。

② 308-3 項について

【結論】

本公開草案の提案に同意する。ただし、直近ファイナンス価格等で評価する「旧通産省モデル」で投資先を評価している場合等、構成資産について時価をもって評価していない例も、加えて明示されることを検討いただきたい。

【理由】

308-3 項では、時価評価の具体例が示されており、このことから「時価をもって評価している」とは、組合等が市場価格のない株式について公正価値評価を実施していることと推察される。一方で、改正前の中小企業等投資事業有限責任組合会計規則では第 7 条 3 項にて「時価の評価方法は、組合契約の定めるところによる」とされていた。このため、国内のベンチャーキャピタル等で広く利用されてきた、投資事業有限責任組合における有価証券の評価基準モデル(旧通産省モデル)が組合等の投資資産時価評価準則に定められていた場合も、実務関係者の間では「時価をもって評価している」と長年認識されていた。そのため「時価」の認識の相違を原因とした実務関係者の混乱を避ける上でも、308-3 項にて記載された時価評価の定義には、旧通産省モデルで評価している場合は含まれないといった点を例示されることが望ましいと考えられる。

質問 2 (注記事項に関する質問)

本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

本公開草案の提案に同意する。

質問 3 (適用時期及び経過措置に関する質問)

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

本公開草案の提案に同意する。

質問 4 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【自由記述】

- ・ 本実務指針適用後は、各ファンドにおいて、組合等の構成資産を従来通り取得価額で評価する投資家と、新たに時価で評価する投資家が混在することが想定される。現状、国内の組合等の運営者は、投資家が損益取込を実施しやすいよう、参考情報として金融商品に関する会計基準に基づく財務諸表も作成しているケースが多いが、今後、組合等の構成資産を時価評価した金融商品に関する会計基準に基づく財務諸表も追加で作成する必要が生じる場合、組合等の運営者及びファンドアドミニストレーション会社の業務負担が増加することが懸念される。これは組合等の財務諸表と投資家の財務諸表が異なる基準で作成されていることが原因であり、すぐには解決できない課題と考えるが、関係各所と連携されつつ、投資事業有限責任組合会計規則の改正趣旨も踏まえた形で金融商品会計基準の継続的な見直しを行っていただきたい。グローバルには時価評価差額を純損益 (P/L) に認識することが一般的であり、投資家側が国際的に比較可能な損益をできる限り効率的に取り込めるよう、グローバルスタンダードの基準開発に向けた議論の進展を期待したい。
- ・ 企業会計基準委員会の議事において、132-2 項の時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発することとなったものと承知しているが、この点も早期に明確化されることが望ましい。国内の機関投資家については、子会社を組合等の運営者としてファンドを運用するケースもあり、子会社及びその運用するファンドを連結した財務諸表を作成することも多く一定の開発ニーズがあると見込まれる。また、本プロジェクトが、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等を副次的な目的として開始されている点を踏まえ、議論の更なる進展に期待したい。

以上